

令和8年度 9月
売払番号 第501号
県有林産物公売 物件明細書
物件の種類：立木

- 1 入札日 令和8年9月16日(水)
- 2 開始時間 13:30
- 3 入札会場 岩泉地区合同庁舎 3階 第1会議室

開始時間の10分前までに受付を終了願います。

問い合わせ先 沿岸広域振興局農林部
宮古農林振興センター林務室
岩泉林務出張所 県有林担当
TEL 0194-22-3113

目 次

1	日程等	1
2	入札会場位置図	1
3	公売物件の所在地及び数量等	2
4	現地案内の日程等	2
5	数量集計表	3
6	明細表	4
7	物件所在位置図	5～6
8	入札心得	7～8
9	入札書様式	9～11
10	委任状(参考様式)	12
11	伐採搬出等に係る留意事項	13
12	ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン	14～18
13	公売物件の概要	19

県庁及び担当振興局等の住所及び電話番号

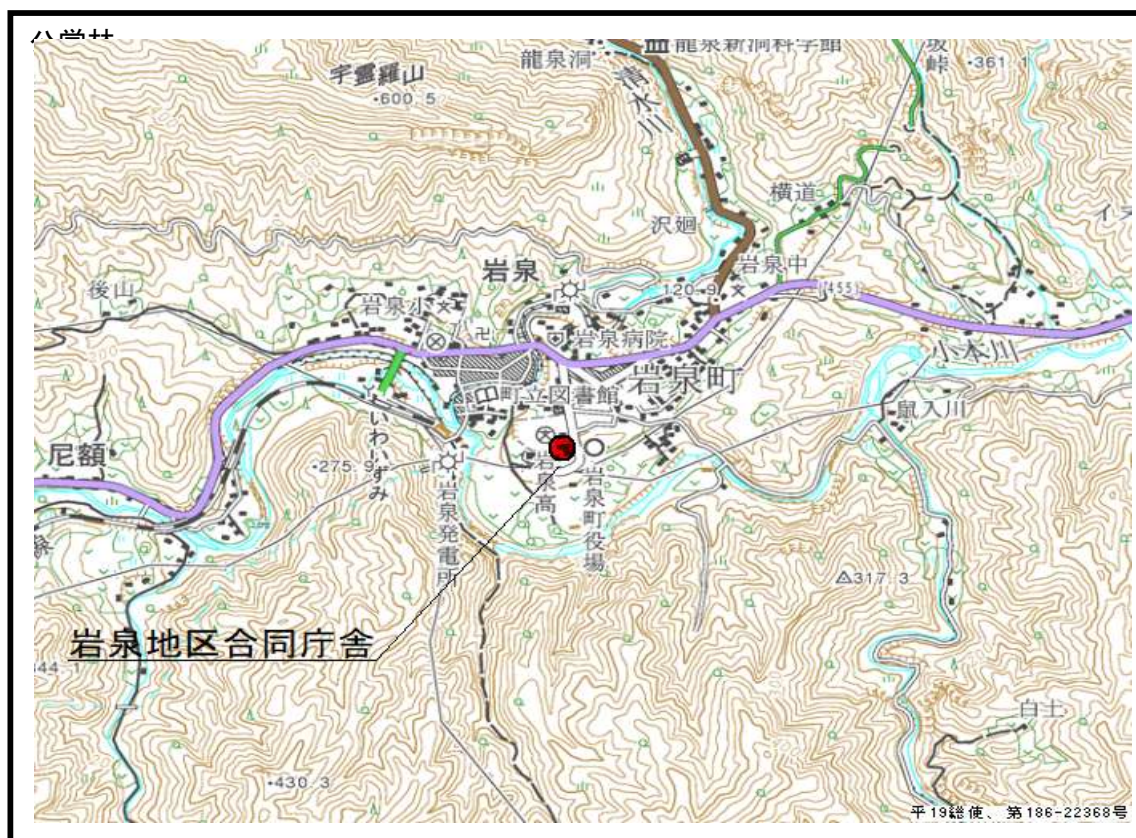
所 属	住 所	電話番号
沿岸広域振興局農林部 宮古農林振興センター林務室 岩泉林務出張所 県有林担当	〒027-0501 下閉伊郡岩泉町 岩泉字松橋24番地3	TEL 0194-22-3113 FAX 0194-22-5173
岩手県農林水産部 森林保全課 県有林担当	〒020-8570 盛岡市内丸10-1	TEL 019-629-5797 FAX 019-629-5789

日 程 等

- 1 入 札 日 令和8年9月16日(水)
- 2 開始時間 13:30
- 3 入札会場 下閉伊郡岩泉町岩泉字松橋24番地3
岩泉地区合同庁舎 3階 第1会議室
TEL 0194-22-3113

入札開始時間の10分前までに受付を終了願います。

入札会場位置図



公売物件の所在地及び数量等

売払 番号	所在地	県有林 の種類	事業 区名	保安林種	立木調査 の方法 ※2	区域面積 (ha)	主要樹種	立木材積 (m3)	FIT制度 優遇措置	搬出期間 ※1
501	下閉伊郡岩泉 町中里字中里 地内	公営林	中里(1)	-	航空 レーザ	21.49	アカマツ カラマツ	11,645	-	3年

※1) 搬出期間・・・物件を引渡してから伐採、搬出を終了するまでの期間。

※2) 航空レーザ調査の場合、樹種、本数及び樹高は、航空レーザによる計測成果から算出したもの、胸高直径は標準地(地上)調査の結果から推定したもの、立木材積はこれらデータをもとに立木材積表により算出した値であり、実際の数量とは差異がある場合がありますことをあらかじめご了承ください。

現地案内の日程等

売払 番号	日 時	集合場所	備 考
501	令和8年9月2日(水) 9:30	下閉伊郡岩泉町岩泉字松橋24番地3 「岩泉地区合同庁舎」 駐車場	現地までは車で移動

現地案内は、振興局の担当者が行います。

数量集計表

売払 番号	事業区	樹種	面積 (ha)	径級 (cm)	立木本数 (本)	立木材積 (m3)
501	中里(1)	スギ	21.49	12 ～ 60	2,781	2,965.701
		アカマツ		12 ～ 64	5,341	5,381.465
		カラマツ		10 ～ 60	3,512	2,966.824
		広葉樹		20 ～ 42	850	331.048
		計	21.49		12,484	11,645.038

売払番号 第501号

明細表

樹 種	スギ		アカマツ		カラマツ		広葉樹		合 計	
林 齢	42、43、62年生						—			
胸高直径	本数	立木材積	本数	立木材積	本数	立木材積	本数	立木材積	本数	立木材積
10					13	0.364			13	0.364
12	2	0.106	1	0.049	7	0.315			10	0.470
14	16	1.264	4	0.296	19	1.292			39	2.852
16	59	7.080	2	0.210	45	5.400			106	12.690
18	79	13.667	34	4.930	101	17.877			214	36.474
20	106	23.956	94	19.458	133	33.516	227	58.566	560	135.496
22	125	38.125	204	57.936	187	64.702	164	53.628	680	214.391
24	143	54.197	245	86.485	343	156.751	195	75.075	926	372.508
26	172	84.280	353	163.792	439	245.401	131	61.832	1,095	555.305
28	222	131.202	442	247.962	440	311.960	80	43.360	1,184	734.484
30	229	162.132	533	377.897	450	379.800	30	19.500	1,242	939.329
32	250	209.500	634	530.658	437	432.193	15	10.995	1,336	1,183.346
34	249	244.767	718	702.922	327	392.073	1	0.863	1,295	1,340.625
36	239	273.655	594	674.190	271	373.980	6	5.760	1,110	1,327.585
38	190	241.870	502	656.114	121	190.817			813	1,088.801
40	165	240.900	293	438.621	85	152.320			543	831.841
42	130	216.450	291	498.192	57	115.368	1	1.469	479	831.479
44	81	152.118	182	355.264	22	50.094			285	557.476
46	72	147.096	99	219.780	7	17.822			178	384.698
48	54	123.552	51	129.846	5	13.705			110	267.103
50	49	124.999	27	74.547	1	3.046			77	202.592
52	47	128.780	18	56.394	1	3.306			66	188.480
54	31	93.992	6	21.294					37	115.286
56	24	80.016	3	12.042					27	92.058
58	32	113.632	4	17.104					36	130.736
60	15	58.365	4	19.032	1	4.722			20	82.119
62			1	5.276					1	5.276
64			2	11.174					2	11.17
66										
68										
70										
計	2,781	2,965.701	5,341	5,381.465	3,512	2,966.824	850	331.048	12,484	11,645.038
平均直径	30cm		26cm		27cm		24cm			
平均樹高	18m		24m		16m		19m			

立木材積は、胸高直径と樹高の測定結果を基に立木材積表により算定した値です。

航空レーザ調査の場合、樹種、本数及び樹高は、航空レーザによる計測成果から算出したもの、胸高直径は標準地(地上)調査の結果から推定したもの、立木材積はこれらデータをもとに立木材積表により算出した値であり、実際の数量とは差異がある場合があります。

(再掲)

面 積	21.49 ha
立 木 本 数	12,484 本
立 木 材 積	11,645.038 m ³ (41,922 石)

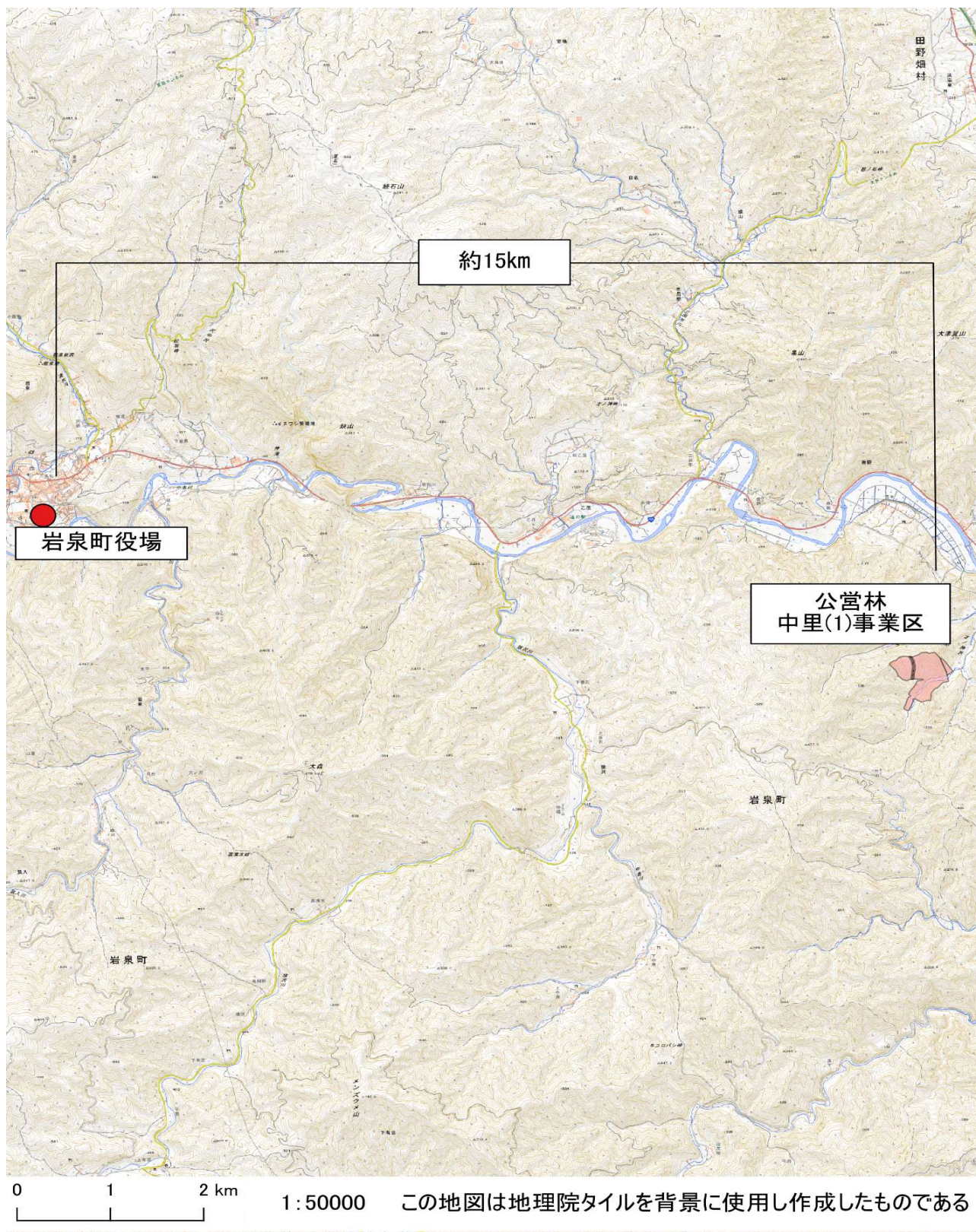
売払番号 第501号

物件所在位置図(その1)

下閉伊郡岩泉町中里字中里 地内

公営林 中里(1)事業区

 ...物件所在地



売払番号 第501号

物件所在位置図(その2)

下閉伊郡岩泉町中里字中里 地内

公営林 中里(1)事業区



・・・バッファゾーン



・・・物件所在地



この地図は地理院
タイルを背景に使用
し作成したものである

車種	6t	搬出条件	搬出期限: 3年
その他	・立木の伐採及び搬出に伴う林地崩壊等を未然に防止するため、搬出路の作設は必要最小限とするようお願いいたします。 ・車両の走行により、既設の作業道に著しい「わだち」が発生したなどの場合は、補修くださるようお願いいたします。		

別 記

県 有 林 産 物 競 争 入 札 心 得

1 資格の確認

入札者参加者は、県有林の産物売払競争入札参加資格者名簿に登録された者である旨を受付に申し出て、確認を受けること。

2 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札書記載事項等

(1) 入札書（様式第1号）には、次のことを記載すること。

ア 売払番号

イ 入札金額（消費税及び地方消費税相当額を除いた金額）

ウ 入札年月日

エ 宛名（入札執行機関の長宛てとする。なお、氏名の記入は不要とする。（記載例：沿岸広域振興局長 様））

オ 入札参加資格者名簿の登録番号

カ 入札参加者住所・氏名（委任された者が入札を行う場合は、委任者住所氏名、代理人氏名を記載する。）

(2) 入札書への押印は、競争入札参加資格申請の際に届け出たものと同じ

印鑑を使用すること。ただし、代理人にあっては委任状に使用した代理人の印鑑を使用するものとする。

(3) 入札書への記入は、インク・ボールペン・マジックペン等を用い、鉛筆は使用しないこと。

(4) 記載事項を訂正する場合は、該当訂正部分を線で抹消の上、入札書と同じ印鑑で訂正印を押印すること。

ただし、入札金額の訂正及び抹消は認めない。

4 代理入札

(1) 入札参加者は、代理人に入札させるときは、その委任状を受付に提出すること。

(2) 委任状には、委任者の氏名、代理人の氏名及び委任事項を記載し、委任者と代理人それぞれが押印すること。

5 事前入札

(1) 事前入札を行う場合は、発送記録が確認できる送付手段又は持参により、入札日前日17時（その日が休日及び祝日に当たっている場合は、その前の平日まで）までに沿岸広域振興局農林部宮古農林振興センター林務室岩泉林務出張所に到着するよう提出すること。

(2) 事前入札に当たっては、封筒を二重に使用し、内封筒には入札書を入れ、表面に売払番号、商号又は名称及び代表者職・氏名を記入して封かんすること。

(3) 外封筒には、入札書を入れた内封筒を入れて封かんの上、表面には、送付先、「入札書在中」（朱書き）、入札日及び件名（記載例：令和8年度 9月県有林産物公売）を記入し、裏面には、入札参加者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名を記入すること。

(4) 外封筒には、同日・同会場で実施する物件の入札書を入れた内封筒をまとめて提出することができる。

(5) 持参する場合は、事前入札書提出届（様式第2号）により提出すること。

(6) 落札の場合は連絡するが、不落札の場合は連絡しない。

6 入札の無効

(1) 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽）に該当する入札

イ 入札に参加する資格を有しない者による入札

ウ 委任状を持参しない代理人による入札

エ 記名押印をしていない入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札

キ 上記5(2)及び(3)に定める事項の記載がない封筒による事前入札

ク 明らかに連合によると認められる入札

ケ 同一の入札について2通以上の入札をした者の入札

コ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

(2) 次に該当する入札は取り消すことができる。

民法（明治29年法律第89号）第95条（錯誤）に該当する入札

- 7 落札者の決定
 - (1) 入札を行った者のうち、予定価格の価格以上の入札者で最高の価格をもって入札した者を落札者とする。
 - (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。
この場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- 8 再度入札
 - (1) 最初の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。
 - (2) 再度入札を行う場合の入札者は、当該入札を辞退するものを除き、最初の入札における入札者のみとする。
 - (3) 最初の入札の開札時から立ち会わない事前入札参加者は、再度入札を辞退したものとみなし、再度入札への参加は認めない。
 - (4) 入札執行回数は3回とし、この限度内において落札者がいないときは、入札を打ち切る。
- 9 指名競争入札における入札の辞退
 - (1) 入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。ただし、提出した入札書の手換え、引換え又は撤回をすることはできない。
 - (2) 入札を辞退するときは、次のア又はイに掲げるところにより申し出なければならない。
ア 入札執行前にあつては、入札辞退届を入札執行機関に直接持参、又は郵送（郵送の場合は入札日の前日までに到着するものに限る。）すること。
イ 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する職員に直接提出すること。
 - (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。
- 10 公正な入札の確保
 - (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
 - (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
 - (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
 - (4) 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- 11 入札保証金
入札保証金は免除する。
- 12 賠償責任
落札の無効により生じた損害は、県において賠償の責任を負わない。
- 13 契約締結の留意事項
 - (1) 落札者の決定後、売買契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げるいずれかの事由に該当した場合は、当該落札者と契約を締結しない。
ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当することとなったとき。
イ その他著しい不適正な行為があつたとき。
 - (2) 落札者が、契約書を受領した日から20日以内に契約書に県有林産物の売買契約を締結しない場合は、入札金額の100分の3に相当する金額を違約金として徴収する。
 - (3) 契約保証金は、落札金額の100分の10以上の金額を契約書作成の前までに納入のこと。ただし、次に掲げるいずれかの場合はこの限りではない。
ア 入札日から起算して過去2か年間に於いて、国（森林管理署等）又は地方公共団体（県、市町村等）と規模をほぼ同じくする素材又は立木の売買契約を2回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者で、当該代金の納入を確認できる書類等を契約締結の前までに提出した場合。（ただし、契約相手が岩手県の場合は、提出不要）
イ 契約の相手方が、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結している場合。
ウ 契約締結時に、確実な担保を提供した場合。
なお、買受者が契約を履行せず、契約を解除した場合は、契約保証金は県に帰属し、契約保証金の納付のないときは契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として徴収する。
 - (4) 売買代金の納入期限については、契約締結の日から30日以内とする。ただし、延納を希望するときは、契約締結の後に別に申請書を提出し、県の承認を得て延納担保及び延納利息を納付することにより原則として3か月の延納を認める。

入札書

令和8年度9月県有林産物公売

落札

売払番号

第501号

不落札

金額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

令和8年9月16日

沿岸広域振興局長 様

登録番号

住 所

氏 名

印

(備考)

- 1 金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記載すること。
- 2 金額は、アラビア数字を用い、訂正又は抹消しないこと。

年 月 日

事前入札書提出届

令和8年度9月県有林産物公売に係る事前入札書を提出します。

記

- 1 売払番号 第501号
- 2 開札日 令和8年9月16日
- 3 入札者 登録番号 第 号
住 所
氏 名

受付印

記載例

入札書

令和8年度9月県有林産物公売

落札

売払番号

第501号

不落札

金額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
¥	○	□	△	○	0	0	0	0	0

年 月 日

沿岸広域振興局長 様

登録番号

委任する
場合は不要

住 所 ○○県△△市□□町××字○○番地

氏 名 ○○木材 株式会社
代表取締役 ○○ ○○

印

代理人が入札する
場合に記載

(上記代理人)

氏 名 △△ △△

印

委任のある支店等から
委任を受けた復代理人
が入札する場合に記載

(上記代理人)

住 所 ○○県□□市××町○○字□□番地

氏 名 ○○木材 株式会社 □□営業所
営業所長 □□ □□

(上記復代理人)

氏 名 △△ △△

印

(備考)

- 1 金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記載すること。
- 2 金額は、アラビア数字を用い、訂正又は抹消しないこと。

(参考様式)

委任状

令和 年 月 日

沿岸広域振興局長 様

(委任者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

私は、下記により代理人を定め、入札に関する一切の権限を委任します。

記

1 委任する入札

(1) 件 名 令和8年度9月県有林産物公売(売払番号 第501号)

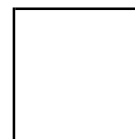
(2) 入札日 令和8年9月16日

2 代理人

住 所

氏 名

使用印



県有林の伐採・搬出にあたっての留意事項

県有林の伐採・搬出にあたっては、「主伐時における伐採・搬出指針（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）」及び「伐採・搬出・再造林ガイドライン（令和3年3月26日）」に基づき作業されますようお願いいたします。

特に、林地保全及び土砂流出等の災害防止の観点等から下記事項に十分留意されますようお願いいたします。

1 枝条や伐倒木等の処理方法について

- ・ 枝条や転石を、民家や道路等へ落下させないよう作業を行う。
- ・ 枝条等の残材は溪流敷外に搬出し、残置場所の分散や杭を打つ等、大雨等で流出しないよう適切に処理する。
- ・ はい積みの位置は原則として作業道の谷側とし、極力、沢筋は避ける。

2 作業道及び土場の作設について

- ・ 作業道及び土場は必要最小限とし、地形に沿った作設とする。
- ・ 路網を計画する際は、溪流を横断する箇所をできるだけ少なくし、切土や盛土の高さを低く設定する等、林地保全に配慮した作設とする。
- ・ 必要に応じて横断排水等の排水箇所を設け、適切な排水処理を行う。
- ・ 作設した作業道等のうち、一時的な使用を目的としたものは、使用後に埋戻しを行うなど早期に原状回復されるようにする。
- ・ 直下に民家、道路、鉄道等の重要な施設がある場合や、急傾斜地、溪流に近接している、土壌等の条件が悪い等、林地崩壊や土砂流出を引き起こすおそれがある箇所での作設は避ける。
- ・ 「主伐時における伐採・搬出指針」に基づかない場合にあつて、かつ、「宅地造成及び特定盛土等規制法（令和5年5月26日施行、通称：盛土規制法）」に該当する場合は、「盛土規制法」における許可が必要になるので、注意すること。

3 道路の使用や損傷防止等について

- ・ 雨天時や雨天直後は、搬出作業を極力控える等、道路の損傷防止に努める。
- ・ 道路を損傷した場合には、補修を行うこと。

4 その他の事項

- ・ 取水施設や養魚場等、又は漁業権設定河川が下流にある場合は、濁水を発生させないよう対策を講じる。
- ・ 早朝等において騒音防止の対策を講じる。
- ・ 現場に立て看板を設置する等、関係者以外にも作業中であることを知らせ、安全確保・事故防止に努める。

5 ナラ類の伐採、搬出について

岩手県では、ナラ枯れ被害が拡大していることから、被害地域では、6月から9月の間はナラ類（ミズナラ、コナラ、クリ、クヌギ、カシワ）を伐採しないこととしています。ナラ類を伐採、搬出する際は、岩泉林務出張所に確認し、被害地域に含まれた場合は、「ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン」を遵守願います。

6 放射性セシウムの測定について

広葉樹等をしいたけ原木及び薪として使用する場合は放射性セシウムの測定が必要となることから、適切に対応願います。

ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン

ー岩手県農林水産部森林整備課ー

森林所有者並びに素材生産業者の皆様へ

**ナラ枯れ被害拡大中！被害にあう前に、
積極的にナラ類を伐採利用しましょう！**

- ・ ナラ枯れ被害は林齢が高いほどリスクが高いとされています。
- ・ ナラ類を伐採し森林を更新することは、被害拡大防止にも役立ちます。
- ・ ただし、被害地域からの材の移動による未被害地域への被害拡大には注意が必要です。このガイドラインで示す**3つの事項を遵守**いただくようご協力願います。

《ガイドラインのねらい》

このガイドラインは、**被害地域内でナラ類（ミズナラ、コナラ、クリ、クヌギ、カシワ）を伐採する際の時期と被害材の移動**について注意点を定めたものであり、被害地域以外では通常の施業で構いません。

被害地域（前年又は当年の被害木から2kmの範囲）は刻々と変化しますので、（詳細については、広域振興局・農林振興センター、市町村林業担当課で確認してください。）

1 被害地域では、6月から9月の間は、ナラ類を伐採しない。

【なぜ？】

- ・ 6月から9月の間は、カシノナガキクイムシが被害木から大量に羽化・脱出する期間です。
- ・ 健全木を伐採するとカシノナガキクイムシを誘引し、周辺で被害が拡大します。

補足1

やむを得ずこの期間に伐採する場合は、**伐採前に**所在先の広域振興局・農林振興センター林務担当課に相談願います。

2 被害地域で伐採した丸太等を未被害地域へ移動しない。

【なぜ？】

- ・カシノナガキクイムシが寄生した被害木が混入しているおそれがあり、移動先でカシノナガキクイムシが羽化し、周辺に新たな被害が発生する危険性があります。

補足 1

ただし、チップや燃料として利用する場合であって、直近の**6月20日までに破砕や焼却等の処理**を行う場合は、次の手続により移動して構いません。

- ・「ナラ枯れ被害材等の移動と処理期限に関する**通知書**」（以下「通知書」という。）を販売及び譲渡する相手先を通じて、**チップや燃料として利用する相手方に確実に通知**し、本ガイドラインに示す処理期限と処理方法を徹底願います。
- ・この通知書は伐採地所在先の広域振興局・農林振興センター林務担当課（以下「振興局等」）にも**コピーを提出**して下さい。
- ・通知書を受領した振興局等は、**チップや燃料として利用する相手方所在先の振興局等に対して情報提供**し、**巡視活動の参考**とします。

【なぜ？】

- ・6月下旬からカシノナガキクイムシが羽化・脱出し、移動先で被害が発生する恐れがあります。
- ・厚さ10mm以下に破砕（チップ化等）又は焼却（炭化を含む）することでカシノナガキクイムシを駆除することができます。

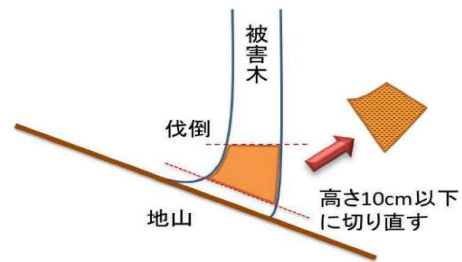
補足 2

被害地域であっても、**単木的に健全木のみ**搬出可能な場合などは、健全木であることを**確認のうえ**で、直近の**6月20日までに未被害地域へ移動することが可能**ですが、健全木かどうかの確認については、**伐採前に所在先の広域振興局・農林振興センター林務担当課**にご相談下さい。

- しお
- ## 3 葉が萎れ枯死している、根元に木くずが堆積しているなど、ナラ枯れ被害木のおそれのあるナラ類を伐採した場合は、伐倒後に切り株の高さが10cm以下となるよう切り直し、切り取った部分は薬剤くん蒸や破砕、焼却等により処理してください。

【なぜ？】

- ・ カシノナガキクイムシは根元部分に多数寄生しているため、駆除する必要があります。

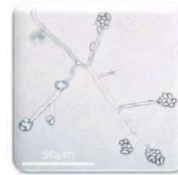


【ナラ枯れ被害とは？】

「カシノナガキクイムシ」が運ぶ「ナラ菌」（病原菌）によって、ナラ類が枯死する流行病です。



カシノナガキクイムシ
右：メス 左：オス
体長は5mm程度



ナラ菌
写真提供：国立研究開発法人森林総合研究所関西支所

【被害の特徴は？】



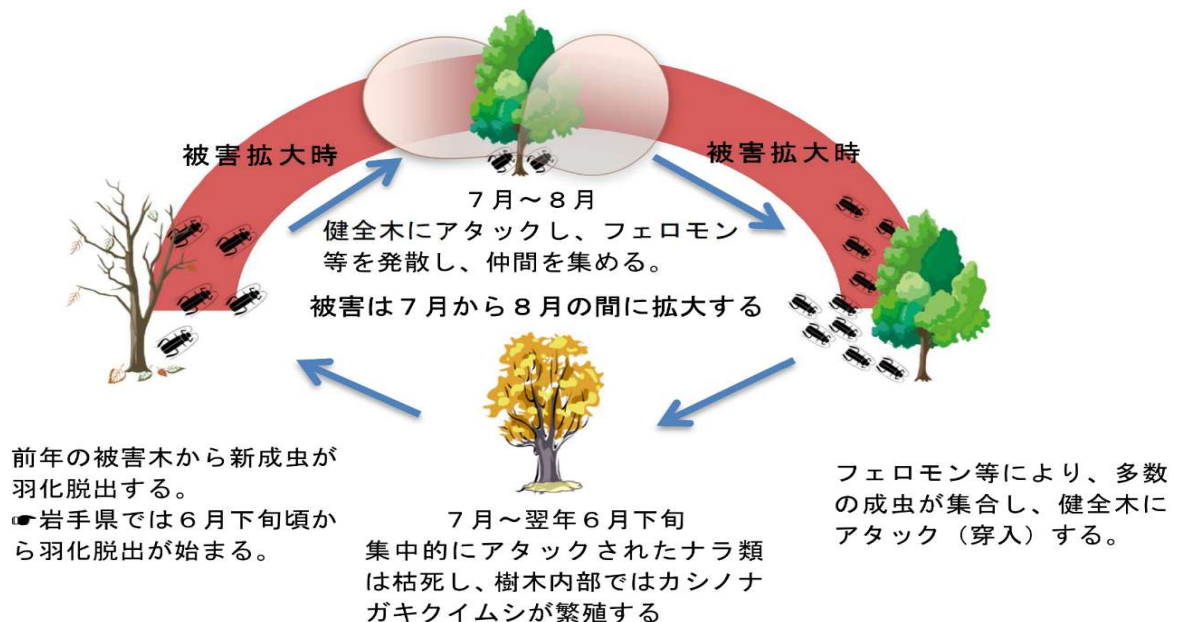
夏に葉が一斉にしおれる



根元には大量の木くずが堆積



幹には2mm程度の穴が多数



岩手県ナラ枯れ被害材等の移動と処理期限に関する通知書

年 月 日

様

住所：

(TEL — —)

住所：

氏名又は名称：

(TEL — —)

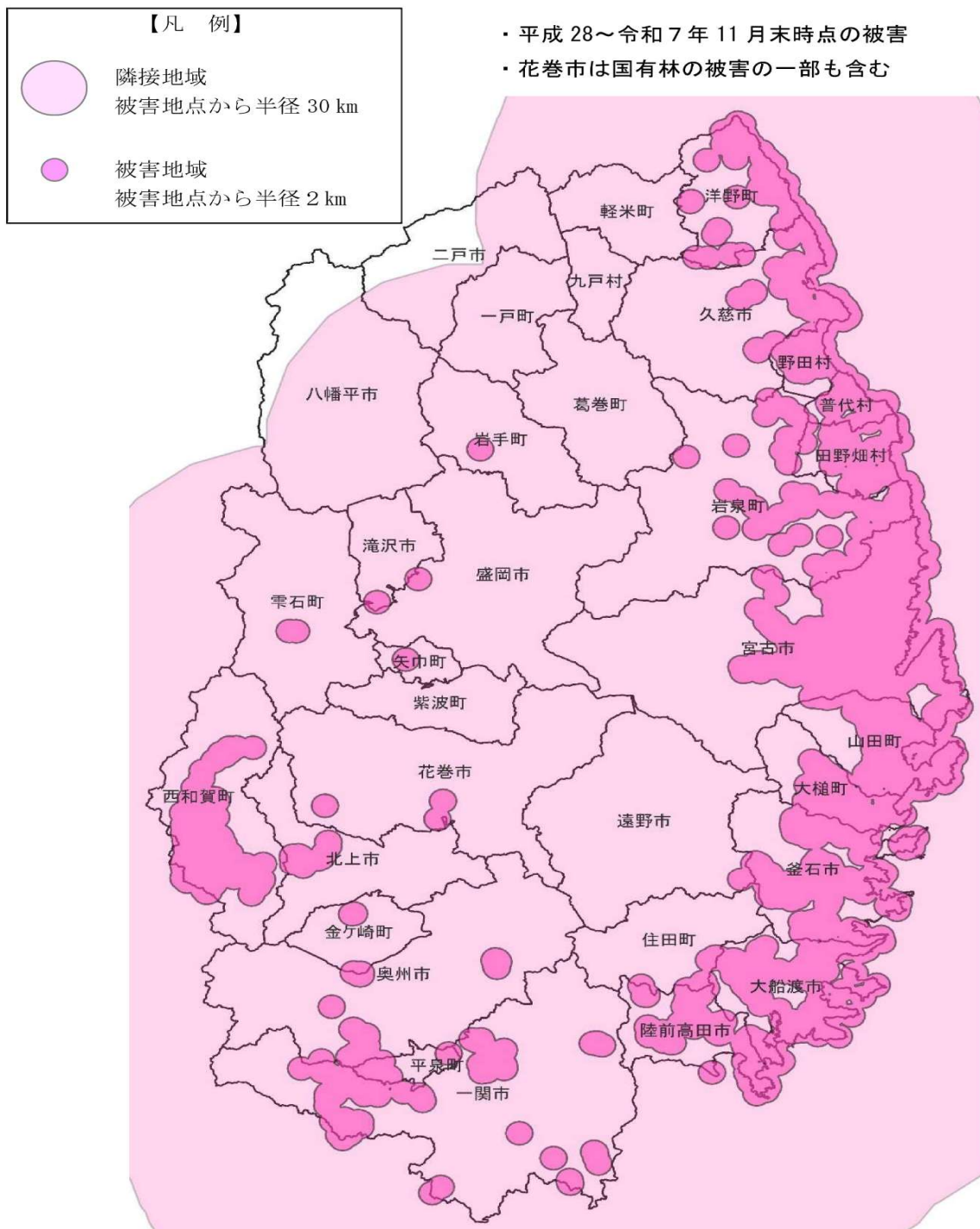
この木材には、ナラ枯れ被害材が混入しているおそれがありますので、「ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン」に基づき、次のとおり通知します。

- 1 処理期限 年 6 月 20 日まで(カシノナガキクイムシの羽化脱出前)
- 2 処理方法 ナラ枯れの被害木が混入又は混入しているおそれがあります。
適正な処理を行わないと、周辺にナラ枯れ被害が拡大する恐れ
がありますので、処理期限までに、厚さ 10mm 以下に破碎（チップ化）又は焼却（炭化を含む）してください。

【注意】

- ・通知先に「ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン」の写しを渡し、確実な処理を依頼してください。（ガイドラインは岩手県のホームページから入手できます。）
- ・通知書のコピーを伐採地所在先の広域振興局・農林振興センター林務担当課にも提出して下さい。（受領した通知書は巡視活動の参考とします。）

ナラ枯れ被害発生箇所 位置図



この区域図は令和 7 年 11 月末現在のもので、状況が変化している場合がありますので、詳細等は現地の広域振興局・農林振興センター林務担当課にお問合せください。

公売物件の概要

下閉伊郡岩泉町中里字中里 地内

公営林 中里(1)事業区

1 林内状況



アカマツ(42、43、62年生)

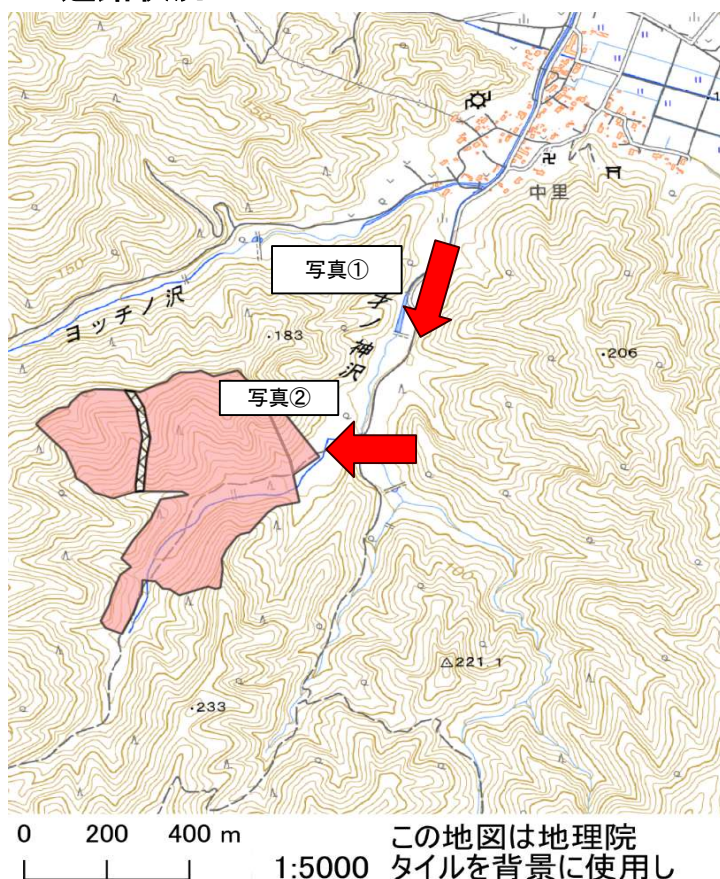


カラマツ(42、43、62年生)

2 施業履歴

作業種	年度	備考
植栽	S40、S59、S60	
下刈	—	
除伐	—	
素材生産(間伐)	—	
保育間伐	—	

3 道路状況



写真①
搬出路



幅員
W=4.0m

写真②
既設作業道



作業道幅員
W=3.0m